第20期定時株主総会資料

（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】

事業報告
- 当事業年度の事業の状況
  - ・事業の経過及び成果
- 対処すべき課題
- 直前３事業年度の財産及び損益の状況
- 主要な事業内容
- 主要な営業所及び工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 会社役員の状況
  - ・責任限定契約の内容の概要
  - ・補償契約の内容の概要等
  - ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
  - ・社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類
- 連結財政状態計算書
- 連結損益計算書
- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

株式会社モンスターラボ

上記の項目につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りしております。

■企業集団の現況

当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社グループは、「多様性を活かし、テクノロジーで世界を変える」をミッションとし、世界の課題を解決するようなプロダクトやサービス、エコシステムをデジタルパートナーとしてクライアントと共に作り上げると同時に、国境を越えて「働く機会」「成長する機会」「世界の問題を解決するようなプロジェクトに参画する機会」などの「機会」を提供することで、より良い世界の実現に貢献することを目指しております。

当連結会計年度における世界経済及びわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、内需を中心に緩やかな回復基調を維持しました。一方で、地政学リスクの高まり、米国通商・財政政策の動向、金融資本市場の変動及び為替変動等により、先行きについては不透明感が残っております。このような状況の下、各産業においては、人手不足の深刻化や事業環境の変化への対応を背景に、業務効率化・生産性向上を目的としたＤＸ投資が引き続き拡大しております。さらに、生成ＡＩの社会実装が進展する中、企業は既存業務の自動化・高度化に加え、新たなサービス創出や意思決定の高度化に向けた投資を加速させております。

こうした経営環境の中、当社グループは世界12の国と地域において、主に企業や自治体に対して事業課題や新規事業のニーズに合わせてＤＸを支援するメイン事業「デジタルコンサルティング事業」およびプロダクト事業等の「その他事業」を展開しております（2025年12月31日時点）。なお、当社グループではデジタルコンサルティング事業を展開するエリアを、日本国内及びアジア・パシフィック地域、中東を指すＡＰＡＣ、北米、中米及び南米地域を指すＡＭＥＲの２つのリージョンに分類しております。

当連結会計年度につきましては、2024年12月期を通じて推進した不採算拠点の撤退縮小、コスト最適化を中心とする抜本的な構造改革により、成長基盤構築を完了し利益を創出できる体質への転換を実現したことから順調に営業利益を積み重ねました。ＡＰＡＣにおいては生成AIを活用したアプローチ、データ・エンタープライズシステム案件への取り組みが順調に進み、複数の既存顧客に対する売上が増進し、先進的かつ高度な生成AI関連案件を受注したことなどにより売上を伸ばしました。生成AI活用の分野においては、AI駆動開発のためのマルチAIエージェントとして独自開発し2025年11月6日にグローバル提供を開始した「MonstarX」による新規事業アイディアの高速PoCや、「CodeRebuild AI」によるレガシーシステムのモダナイゼーションなどを活用したデータ・エンタープライズ領域への本格展開をはじめとした多くの取り組みを発表しております。

ＡＭＥＲにおいては既存大手クライアントを中心に安定的なパイプラインを構築しており、事業環境は良好な状態で安定的に推移しています。各四半期において、当社グループ内でも特に高い利益率を継続して計上しており、構造改革による利益構造の改善が顕著に表れております。

上記の通り、本業は順調に推移し利益を創出したものの、保有するChowly, Inc.株式の公正価値評価による評価差損694,045千円を計上したことなどから、通期では営業損失となっております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上収益は7,795,270千円（前年同期比22.1％減）、営業損失は187,539千円（前年同期は10,269,868千円の営業損失）、税引前損失は319,496千円（前年同期は9,845,766千円の税引前損失）、親会社の所有者に帰属する当期損失は337,203千円（前年同期は9,947,586千円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

デジタルコンサルティング事業におけるリージョン別の業績は以下のとおりであります。

１．ＡＰＡＣ

当連結会計年度では、売上収益は6,256,334千円(前年同期比4.8％減）、営業利益は392,143千円（前年同期は526,070千円の営業損失)となりました。

第１四半期連結会計期間から第２四半期連結会計期間にかけては、例年顧客における年度の切り替わりにより売上の減少が起こっていたものの、当期においては安定した売上収益を維持し、利益率も高い水準を維持し、第３四半期連結会計期間においては既存顧客における売上伸長、高度AI案件の受注などの結果、さらに利益を伸ばしました。第４四半期連結会計期間においては、売上、利益は足踏みとなるも、AI駆動開発のためのマルチAIエージェントとして独自開発した「MonstarX」を2025年11月6日に提供開始するほか、パイプラインの積み上げ、提案活動の推進など成長基盤をより強固にするための取り組みが進んでおり、結果として、当連結会計年度において売上および利益創出において大きくグループを牽引しました。

２．ＡＭＥＲ

当連結会計年度では、売上収益は1,094,682千円(前年同期比16.4％増）、営業利益は162,608千円（前年同期は3,501千円の営業損失)となりました。

第１四半期連結会計期間から第３四半期連結会計期間にかけては、既存大手クライアントを中心に安定的なパイプラインを構築し、大規模案件のデリバリーが進むと共に、新規顧客も順調に開拓し、安定的な事業環境で推移しました。第４四半期連結会計期間では、例年、ＡＭＥＲ地域においては年末休暇の影響から売上が下落する傾向が強いなか、コロンビアなどのデリバリーセンターの効率的な活用ができたことなどにより売上収益をさらに伸ばす結果となり、当連結会計年度を通じて当社グループにおいても特に高い利益率を実現しました。

セグメント別売上高

(1）報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、「デジタルコンサルティング事業」、「その他事業」の２つを報告セグメントとしております。「デジタルコンサルティング事業」は、ＩＴを用いたビジネスモデルの変革を行うＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するサービスを提供しており、コンサルティングからシステム開発・運用まで一貫したサービスを提供しております。

「その他事業」には、ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）ツール、音楽配信事業等のプロダクト事業が含まれております。

(2) 報告セグメントの利益の情報

当連結会計年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

（単位：千円）

	デジタルコンサルティング事業	その他事業	合計	調整額	連結計算書類計上額
売上収益					
外部顧客からの売上収益	7,351,017	429,543	7,780,561	14,709	7,795,270
セグメント間の売上収益	28,361	－	28,361	△28,361	－
合計	7,379,379	429,543	7,808,923	△13,652	7,795,270
セグメント損益（△は損失）	554,795	30,909	585,705	△773,245	△187,539
金融収益					71,841
金融費用					△142,339
持分法による投資損益（△は損失）					△61,458
税引前利益（△は損失）					△319,496

(3) 地域別に関する情報

外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、次のとおりです。

外部顧客からの売上収益

（単位：千円）

		前連結会計年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）	当連結会計年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
デジタルコンサルティング事業	ＡＰＡＣ	8,591,388	6,256,334
	AME R	1,010,807	1,094,682
その他事業	ＡＰＡＣ	401,096	444,253
合計		10,003,292	7,795,270

（注1）　ＡＰＡＣ、AME Rは、それぞれの地域に属するオフィスの外部売上であります。

（注2）　当社グループは、これまで事業展開する地域に基づき「ＡＰＡＣ」、「ＥＭＥＡ」、「AME R」の３つを地域別としておりましたが、当連結会計期間より、従来「ＥＭＥＡ」としていた地域別売上高を「APAC」として開示する方法に変更いたしました。なお、前年同期のセグメント情報については、変更後の区分方法に基づき作成したものを記載しております。

対処すべき課題

財務面においては、2025年６月23日付「第三者割当により発行された第81回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」にて公表した通り、エクイティファイナンスによる資本調達の実施や、2025年３月28日付「第三者割当による種類株式発行にかかる払込の完了および資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の効力発生に関するお知らせ」にて公表した通り、株式会社山陰合同銀行を割当先とした総額3,300,000千円のＡ種種類株式の発行及び払込が完了したことに伴い、2025年度末において資本657,445千円と、債務超過を解消しております。

事業面においては、当社グループの既存の４つのケイパビリティである「Business Strategy」「ExperienceDesign」「Technology & Development」「Data Analysis」をベースに、AIの組織的な活用・グローバル拠点を活かした知見の集積によって競争力の基盤を強め、当社の強みとして確立されつつある独自のAIソリューションを、「CodeRebuild AI」を梃子にしたレガシーシステムのモダナイゼーション、AI駆動開発エージェントのプロダクト化による新たな収益基盤強化、新たな領域でのAIソリューション開発によって強化し、4つのケイパビリティとグローバル知見にAIを掛け合わせることで、独自の競争力を創出し、AI・デジタル領域で業界を牽引することを目指してまいります。

リスク予防および経営効率化の観点においては、子会社管理やグループ内部統制の整備と運用が重要な課題と認識し、グループ内部統制システムの構築を視野に入れたグローバルな組織での取組みを推進してまいります。

直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2022年12月期)	第 18 期 (2023年12月期)	第 19 期 (2024年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上収益 (千円)	14,270,932	13,346,962	10,003,292	7,795,270
税引前損益 (千円)	△447,069	△2,156,279	△9,845,766	△319,496
親会社の所有者に帰属する当期損益 (千円)	△674,767	△2,355,328	△9,947,586	△337,203
基本的１株当たり当期損益 (円)	△24.51	△70.07	△285.10	△7.48
資産合計 (千円)	12,983,798	14,461,055	7,589,119	9,253,893
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	4,584,158	3,711,083	△4,738,544	701,360
１株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	144.60	108.11	△120.95	△40.19

（注）１．売上収益、税引前損失、親会社の所有者に帰属する当期損失、資産合計、親会社の所有者に帰属する持分は千円未満を切り捨てして千円単位で表示しております。基本的１株当たり当期損失、１株当たり親会社所有者帰属持分は銭未満の端数を四捨五入して表示しております。

２．当社は2022年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2023年１月５日付で株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的１株当たり当期損失を算定しております。

主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルコンサルティング事業	ＩＴを用いたビジネスモデルの変革を行うＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する、コンサルティングからシステム開発・運用まで一貫したサービスの提供。
プロダクト事業等その他事業	ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）ツール、音楽配信事業等のプロダクト事業、コワーキングスペース事業を含むその他事業。

主要な営業所及び工場（2025年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区広尾１-１-39 恵比寿プライムスクエアタワー４F

② 連結子会社

株式会社モンスターラボオムニバス	兵庫県　神戸市
株式会社ExecutiveSearch.AI	東京都　渋谷区
株式会社ESAI Agency	東京都　渋谷区
Monstarlab Pte. Ltd.	シンガポール マリーナ湾
Monstarlab Bangladesh Ltd.	バングラデシュ ダッカ
Monstarlab Viet Nam CO., LTD	ベトナム ハノイ
Monstarlab Cebu Inc.	フィリピン セブ
Monstar Academia Cebu Inc.	フィリピン セブ
Monstarlab Philippines, Inc.	フィリピン マニラ
Monstarlab Group (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク
Monstarlab (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク
Monstarlab BX (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク
Monstarlab Corp	USA　ニューヨーク
Monstarlab LLC	USA　ニューヨーク
Monstarlab Colombia S.A.S	コロンビア　ボゴタ
Monstarlab Poland Sp. z o.o.	ポーランド　クラクフ
Monstarlab Information Technology LLC	サウジアラビア王国　リヤド
Monstarlab Enterprise Solutions Ltd.	バングラデシュ ダッカ

③　持分法適用会社

レイ・フロンティア株式会社	東京都　台東区
株式会社People Cloud	島根県　出雲市
夢思特科技（成都）有限公司	中国　成都市
Monstarlab Spain LLC	スペイン　バルセロナ

（注）１．株式会社モンスターラボミュージックについては、2025年4月1日付で当社を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

２．株式会社モンスターラボジャパン（旧・株式会社モンスターラボ）については、2025年10月1日付で当社を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併を完了いたしました。

３．下記子会社につきましては、2024年９月19日開催の取締役会において、清算手続き開始の申し立てを行うことを決議しております。各国の法律に従って清算手続きを予定しており、完了次第、清算結了となります。

・Monstarlab Denmark ApS
・Monstarlab UK Limited
・Monstarlab Czech Republic. s.r.o
・Monstarlab Germany GmbH
・Monstarlab Netherlands B.V.
・Monstarlab Middle East DMCC

４．ECAP DMCCについては、2025年3月28日付で当社への当社株式無償譲渡及び当社が保有する株式を創業者に名義変更する手続きが完了いたしました。

使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
	社員	アルバイト（パートタイマー・インターンを含む）	社員	アルバイト（パートタイマー・インターンを含む）
デジタルコンサルティング事業	773名	16名	122名減	2名増
プロダクト事業等その他事業	29名	1名	7名減	15名減
全社（共通）	45名	0名	26名増	増減無
合計	847名	17名	103名減	13名減

（注）1．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は年間の平均人員を記載しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門所属のものであります

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237名（—）名	218名増（—）	39歳	4.27年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	3,446,236 千円
島根中央信用金庫	520,000
株式会社鳥取銀行	450,014
株式会社みずほ銀行	433,340
株式会社日本政策金融公庫	382,610
しまね信用金庫	300,000
株式会社三井住友銀行	291,670
株式会社SBI新生銀行	100,000
株式会社商工組合中央金庫	26,206

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

■会社の現況

株式の状況（2025年12月31日現在）

①	発行可能株式総数	普通株式　150,000,000株　（注）2 A種種類株式　33,000,000株　（注）5
②	発行済株式の総数	普通株式　64,900,722株 （うち、自己株式243,300株）　（注）3 A種種類株式　33,000,000株　（注）4、5
③	株主数	普通株式　19,781名 A種種類株式　1名

（注）1．当社の各種類株式の発行可能株式総数の合計が、当社定款に定める発行可能株式総数150,000,000株を超過しますが、各種種類株式の発行可能株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることについては、会社法上要求されていません。

2．2025年３月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、A種種類株式の発行可能株式数は同日より33,000,000株増加し、33,000,000株となっております。

3．自己株式につきましては、2023年12月20日付で公表しました「連結子会社の持分法適用関連会社への異動に関するお知らせ」に記載しましたとおり、2023年12月21日（現地時間）付で当社の保有するECAP DMCC株式の一部を譲渡する事を決議し、株式譲渡契約を締結しておりますが、2025年１月24日付の弊社取締役会決議をもって、本株式譲渡契約を一部変更いたしました。これに伴い、会社法第155条第13号及び同法施行規則第27条第１号の規定に基づき自己株式の無償取得が生じます。

4．2025年３月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は同日より30,000,000株増加し、150,000,000株となっております。
なお、A種種類株式の内容は、下記のとおりとなります。

（1）優先配当
本Ａ種種類株式の優先配当年率は、日本円TIBOR（６か月物）に2.0％を加算した数値に設定されており、本Ａ種種類株式の株主（以下「本優先株主」といいます。）は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、本優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。また、本Ａ種種類株式は参加型であり、本優先株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときは、本Ａ種種類株式１株につき、それぞれ、普通株式１株当たりの剰余金と同額の剰余金の配当を受け取ることができます。

（2）残余財産の分配
(a)当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記bに定める支払順位に従い、Ａ種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を加えた額の金銭を支払います。但し、本(a)においては、残余財産の分配が行われる日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算します。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数

は切り捨てます。

(b) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

（3）取得請求権

本A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権（以下「本普通株式対価取得請求権」といいます。）が付されております。本A種種類株式発行要項において、本優先株主は、本A種種類株式について最初の払込みがなされた日（以下「本払込日」といいます。）以降、いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価として本A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本引受契約において、本優先株主は、本払込日から3年後の応当日である2028年3月28日以降に限り、本普通株式対価取得請求権を行使できることとされております（但し、一定の場合は当該期間中も本普通株式対価取得請求権を行使することができます。）。当社としましては、当社の経済的状況、即時の希薄化の懸念の抑制及び事業再建計画の実行可能性等を考慮し、割当予定先と協議した結果、本普通株式対価取得請求権の行使が制限される期間を3年と設定しました。本普通株式対価取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、本A種種類株式1株あたりの払込金額（100円）（以下「本払込金額」といいます。）に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を、取得価額で除して得られる数となります。なお、累積未払配当金相当額とは、ある事業年度において本優先株主に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る上記①に定める優先配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）の額に達しない場合において、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、同事業年度に係る上記①に定める配当年率で単利計算により累積するところのその額をいい、日割未払優先配当金額とは、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該分配日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行う方法（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）により算出されるA種優先配当金相当額をいいます。取得価額（以下「取得価額」といいます。）は、足元の当社の経営状況や、第81回新株予約権の行使による希薄化及びその可能性が当社の株価に対して短期的に影響を与える可能性があることを考慮し、一時的な株価変動の影響を排除するのに適切な期間を割当予定先と協議の上、2025年1月15日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（以下「終値平均」といいます。）（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。）である95.9円（2025年1月14日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の終値である82円の116.95％に相当します。）としております。

（4）取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整します。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用します。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用します。

③下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整します。取得価額調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とし、「発行済普通株式数」は、当社が当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され又は当社に対して取得を請求できる株式を発行している場合には、その時点で当該株式の全てがその時点での条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、また、当社が新株予約権を発行している場合には、その時点で当該新株予約権の全てがその時点での条件で行使され普通株式が交付されたものとみなして算定されます。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用します。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用します。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

⑤行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とします。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用します。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普

通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとします。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとします。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。

(d)取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とします。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行いません。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌されます。

（５）金銭を対価とする取得条項

本Ａ種種類株式には、金銭を対価とする取得条項（以下「本金銭対価取得条項」といいます。）が付されております。当社は、本払込日の翌日以降いつでも当社の取締役会が別に定める日（但し、当社は、14日前までに、書面による通知を本優先株主に対して行うことを要します。以下「取得日」といいます。）が到来することをもって、取得日における分配可能額を限度として、金銭を対価として、本Ａ種種類株式の全部又は一部を取得することができます。本金銭対価取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、本Ａ種種類株式１株につき、本払込金額に累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額となります。なお、一部取得を行うにあたり、本優先株主が複数存在する場合には、取得する本Ａ種種類株式は、比例按分により当社の取締役会が決定します。また、原則として本普通株式対価取得請求権と本金銭対価取得条項の優劣関係は、効力発生日の先後により決まることとなりますが、本引受契約上、割当予定先が本金銭対価取得条項の発動に係る当社からの通知を受領した場合、割当予定先は本普通株式対価取得請求権を行使できないものとされております。

（６）議決権及び譲渡制限

本Ａ種種類株式には、株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

④　大株主

株主名	持株数（株）			合計株式持株比率（%）	議決権比率（%）
	普通株式	A種種類株式	合計株式		
株式会社山陰合同銀行	―	33,000,000	33,000,000	33.79	―
ＪＩＣベンチャー・グロース・ファンド１号投資事業有限責任組合	6,839,200	―	6,839,200	7.00	10.58
楽天証券株式会社共有口	5,699,800	―	5,699,800	5.83	8.82
イナガワ　ヒロキ	5,489,937	―	5,489,937	5.62	8.49
日本郵政キャピタル株式会社	1,563,000	―	1,563,000	1.60	2.42
新井友行	1,024,100	―	1,024,100	1.04	1.58
利根沢正之	800,600	―	800,600	0.81	1.24
GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB（常任代理人　大和証券株式会社）	755,750	―	755,750	0.77	1.17
株式会社ＳＢＩ証券	687,644	―	687,644	0.70	1.06
株式会社山陰合同銀行（常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	675,600	―	675,600	0.69	1.05

（注）１．信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。
２．Ａ種種類株式を有する株主は当社の株主総会における議決権を有しておりません。
３．上記の一覧表のうち、以下の株主は海外の機関投資家の所有する株式の保管管理業務を行なうとともに，当該機関投資家の株式名義人となっています。
・GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB
４．当社は、普通株式の自己株式（243,300株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。なお、持株比率は自己株式（243,300株）を控除して計算し、持株比率は小数点第三位を切り捨ての上、算定しています。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第15回新株予約権	第20回新株予約権
発行決議日		2016年７月19日	2017年６月30日
新株予約権の数		500個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）３		普通株式 25,000株 (新株予約権１個につき 50株)	普通株式 17,500株 (新株予約権１個につき 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３		新株予約権１個当たり 8,950円 (１株当たり 179円)	新株予約権１個当たり 16,000円 (１株当たり 320円)
権利行使期間		2018年７月20日から 2026年７月19日まで	2019年７月１日から 2027年６月30日まで
行使の条件		（注）１、２	（注）１、２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 17,500株 保有者数 ２名
	社外取締役	―	―
	監査役	―	―

（注）１．新株予約権者が、下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合は、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

①当社、当社の子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。

②発行会社の取締役会において、社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

２．その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3．2022年11月21日開催の取締役会決議により、2023年１月５日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

名称		第25回新株予約権	第38回新株予約権
発行決議日		2018年３月12日	2020年４月20日
新株予約権の数		150個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）３		普通株式 7,500株 (新株予約権１個につき 50株)	普通株式 20,000株 (新株予約権１個につき 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３		新株予約権１個当たり 19,450円 (１株当たり 389円)	新株予約権１個当たり 43,800円 (１株当たり 860円)
権利行使期間		2020年３月13日から 2028年３月12日まで	2022年４月21日から 2030年４月20日まで
行使の条件		（注）１、２	（注）１、２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 ２名	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 １名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

（注）１～３．「発行決議日：2016年７月19日新株予約権」の記載の通りであります。

名称		第44回新株予約権	第57回新株予約権
発行決議日		2020年７月28日	2021年７月16日
新株予約権の数		20個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）３		普通株式 1,000株 (新株予約権１個につき 50株)	普通株式 1,500株 (新株予約権１個につき 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３		新株予約権１個当たり 43,800円 (１株当たり 860円)	新株予約権１個当たり 43,800円 (１株当たり 860円)
権利行使期間		2022年７月29日から 2030年７月28日まで	2023年７月27日から 2031年７月16日まで
行使の条件		（注）１、２	（注）１、２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 １名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

（注）１～３．「発行決議日：2016年７月19日新株予約権」に記載の通りであります。

名称		第64回新株予約権	第77回新株予約権
発行決議日		2022年６月30日	2022年11月21日
新株予約権の数		250個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）３		普通株式 12,500株 (新株予約権１個につき 50株)	普通株式 2,500株 (新株予約権１個につき 50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）３		新株予約権１個当たり 43,800円 (１株当たり 860円)	新株予約権１個当たり 43,800円 (１株当たり 860円)
権利行使期間		2024年７月２日から 2032年７月１日まで	2024年11月23日から 2032年11月22日まで
行使の条件		（注）１、２	（注）１、２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 １名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 １名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

（注）１～３．「発行決議日：2016年７月19日新株予約権」に記載の通りであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

② 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

イ．被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、執行役員、その他個人の被保険者

ロ．保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金を塡補することとしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、詐欺行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為については塡補の対象としないこととしております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	浅田　信博	株式会社リレーションシップ　代表取締役	特別の関係はありません。
		FISM株式会社　顧問	
		株式会社GRA　顧問	
		株式会社COTEN　顧問	
		株式会社TSK農園　顧問	
		株式会社SAMI JAPAN　顧問	
		株式会社One World Link　顧問	
社外取締役 (監査等委員)	吉田　憲史	株式会社Blanc　監査役	特別の関係はありません。
		株式会社リグア　監査役	
		株式会社Bridge　代表取締役	
		株式会社グッドニュース　監査役	
		システムギア株式会社　監査役	
		株式会社日和産業　社外取締役	
		株式会社大都　監査役	

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （監査等委員）	浅田　信博	2025年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会９回全てに出席いたしました。 社外取締役（監査等委員）として客観的な立場から意思決定の妥当性及び適法性を確保するための役割を果たすとともに、スタートアップから成長企業まで、多数の企業において取締役や顧問として経営戦略の策定や組織運営に貢献し、企業価値向上に寄与してきた知見を踏まえて、当社の事業成長に繋がる幅広い業界ネットワークを活かした意見や提言を行っております。 また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	吉田　憲史	2025年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会９回全てに出席いたしました。 社外取締役（監査等委員）として客観的な立場から意思決定の妥当性及び適法性を確保するための役割を果たすとともに、公認会計士としての豊富な経験と実績を活かし、財務、会計の観点から意見や提言を行っております。 また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

会計監査人の状況

① 名称　　三優監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　企業倫理規程に基づいて、モンスターラボグループコンプライアンス行動指針を策定し、モンスターラボグループ全ての役員及び社員に対する、企業倫理に関する具体的行動指針とします。また、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

②　コンプライアンス体制の構築・維持については、ファイナンスオフィス法務グループ長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたります。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務チームと連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。

③　内部監査については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。

④　より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内に定める内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとし、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取り扱いは行いません。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、ファイナンスオフィスを管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理規程に基づき、経営会議において、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じます。リスクの回避及び軽減等に必要な対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。

情報セキュリティ及び個人情報管理にかかるリスクについては情報セキュリティ管理責任者を委員長とする情報セキュリティ委員会において管理体制の強化を図ります。

なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

② 定時取締役会については月１回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については月２回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行います。

② 子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行います。

③ 子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行います。

④ 監査等委員ならびに内部監査担当者は、子会社等の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告します。

6．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしております。

7．上記６．の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

8．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制

① 監査等委員は、取締役会及びその他重要会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。同時に、監査等委員はこれらの会議において意見具申が可能な体制を整えております。

② 監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

9．上記８．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査等委員への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整えております。

10．監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとします。

11．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員による監査業務に協力するとともに、監査等委員の求める諸資料及び情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保します。

② 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができます。

③ 当社の監査等委員は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う連絡会を年に４回設けています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　法令遵守体制について

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、インサイダー取引防止のための勉強会を開催しました。また当社と当社子会社のメンバーが出席するコンプライアンス委員会において、法令違反となる事象が発生していないかどうかを確認し、コンプライアンス体制の維持に努めています。

②　子会社の経営管理体制について

各子会社の責任者を招集したガバナンス会議を月次で開催し、法令違反事象やハラスメントの有無、取引先からのクレーム等が発生していないかどうかの確認や、経営管理上の問題点の有無を確認し、必要に応じて当社から指導・助言を行っております。また、当社からも取締役会で決議された事項のうち、各子会社の業務に関連する情報を周知することで、双方向でコミュニケーションを図っています。

③　監査等委員の監査体制について

年次の監査計画に基づき、内部監査室と協業の上、当社及び当社子会社の内部監査を実施しております。監査等委員は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議への出席、国内子会社の往査、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。

会計監査人との関係につきましては、監査計画報告及び期中レビュー・期末監査結果報告の受領並びに情報交換を実施いたしました。

■会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

■剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当に関して、株主利益の追求を重要課題としてより一層の認識をした上で、内部保留資金を厚くし経営体制の充実ならびに将来の事業展開に役立てることによる株主利益の最大化の観点から、基本的に配当は行わない方針としております。

連結財政状態計算書

（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産	
流動資産	**5,660,721**
現金及び現金同等物	3,957,482
営業債権及びその他の債権	964,598
契約資産	440,439
棚卸資産	0
その他の金融資産（流動）	21,026
その他の流動資産	277,174
非流動資産	**3,593,172**
有形固定資産	77,775
使用権資産	124,119
のれん	699,354
持分法で会計処理されている投資	560
無形資産	181,604
その他の金融資産	2,307,180
繰延税金資産	989
その他の非流動資産	201,587
資産合計	**9,253,893**

科目	金額
負債	
流動負債	**2,352,699**
営業債務及びその他の債務	643,989
契約負債	267,670
社債及び借入金	200,000
リース負債	48,276
未払法人所得税	44,983
引当金	74,992
その他	1,072,786
非流動負債	**6,243,748**
社債及び借入金	5,747,974
リース負債	171,997
引当金	128,586
繰延税金負債	193,232
その他	1,957
負債合計	**8,596,448**
資本	
資本金	1,153,281
資本剰余金	1,576,978
利益剰余金	△2,720,609
その他の資本の構成要素	691,710
親会社の所有者に帰属する持分合計	**701,360**
非支配持分	△43,915
資本合計	**657,445**
負債及び資本合計	**9,253,893**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	7,795,270
売上原価	△4,645,431
売上総利益	3,149,838
販売費及び一般管理費	△2,617,624
その他の収益	89,756
その他の費用	△809,510
営業損失	△187,539
金融収益	71,841
金融費用	△142,339
持分法による投資損失	△61,458
税引前損失	△319,496
法人所得税費用	△39,535
当期損失	△359,032
当期損失の帰属	
親会社の所有者	△337,203
非支配持分	△21,829
当期損失	△359,032

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
				在外営業活動体の換算差額	確定給付制度の再測定
2025年1月1日残高	2,175,325	10,896,713	△18,505,948	694,745	618
当連結会計年度変動額					
当期利益（△は損失）	－	－	△337,203	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△3,666	12
当期包括利益合計	－	－	△337,203	△3,666	12
利益剰余金への振替	△4,134,622	△11,987,919	16,122,541	－	－
新株の発行	3,112,578	3,086,963	－	－	－
新株予約権の発行	－	△12,072	－	－	－
支配継続子会社に対する持分変動	－	△151,763	－	－	－
株式報酬取引	－	△254,943	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
所有者との取引額等合計	△1,022,044	△9,319,734	16,122,541	－	－
2025年12月31日残高	1,153,281	1,576,978	△2,720,609	691,079	631

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
	その他の資本の構成要素合計			
2025年1月1日残高	695,364	△4,738,544	△38,175	△4,776,719
当連結会計年度変動額				
当期利益（△は損失）	－	△337,203	△21,829	△359,032
その他の包括利益	△3,654	△3,654	△1,324	△4,978
当期包括利益合計	△3,654	△340,857	△23,153	△364,010
利益剰余金への振替	－	－	－	－
新株の発行	－	6,199,541	－	6,199,541
新株予約権の発行	－	△12,072	－	△12,072
支配継続子会社に対する持分変動	－	△151,763	17,441	△134,321
株式報酬取引	－	△254,943	－	△254,943
その他	－	－	△28	△28
所有者との取引額等合計	－	5,780,762	17,413	5,798,176
2025年12月31日残高	691,710	701,360	△43,915	657,445

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な会社の名称

子会社18社全て連結しており、その主要な会社は以下の通りであります。

Monstarlab Viet Nam CO., LTD、Monstarlab LLC

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の数及び主要な会社の名称

持分法適用会社は４社で、主要な会社としてMonstarlab Spain LLCがあります。

(2) 関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4．連結の範囲の変更に関する事項

当社の連結子会社であった株式会社モンスターラボミュージック（2025年４月１日付）および株式会社モンスターラボジャパン（2025年10月１日付）を当社が吸収合併したことにより、前期末より2社減少いたしました。

5．会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

① 子会社

連結計算書類には、すべての子会社を含めております。子会社は、他の企業（親会社）により支配されている企業（パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む）をいいます。投資者が次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

(a) 投資先に対するパワー

(b) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利

(c)　投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結計算書類に含めております。

子会社の決算日は当社の決算日と一致しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

②　関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営の方針に関する意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業をいいます。一般的に、当社グループが議決権の20％から50％を保有する場合には、重要な影響力があると推定しております。当社グループが重要な影響力を有しているか否かの評価にあたり考慮されるその他の要因には、取締役会への参加等があります。なお、投資先の議決権の20％未満しか保有していない場合には、重要な影響力が明確に証明できる場合を除き、重要な影響力を有していないと推定しております。

関連会社に対する持分の投資は、IFRS第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って会計処理される、売却目的で保有する資産に分類される場合を除いて、持分法により会計処理しております。関連会社の報告期間の末日と連結決算日が一致していない関連会社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。持分法を適用する際に考慮する純損益、その他の包括利益及び純資産は、関連会社の財務諸表で認識された金額に、統一した会計方針を実行するのに必要な修正を加えたものです。持分法においては、当初認識時に関連会社に対する投資は原価で認識され、その帳簿価額を増額又は減額して、株式取得日以降における投資先の純損益及びその他の包括利益等に対する投資者の持分を認識しております。投資企業の持分がゼロにまで減少した後の追加的な損失は、企業に生じる法的債務、推定的債務又は企業が関連会社の代理で支払う金額の範囲まで計上され、負債が認識されます。

関連会社の持分取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額に含められており、持分法で会計処理されている投資全体に関して減損テストを行っております。投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について、回収可能価額（使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち高い方）を帳簿価額と比較することにより、減損テストを行っております。当該減損損失の戻入れは、投資の回収可能価額がその後に増加した範囲で認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。移転された対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。IFRS第３号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、次を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

① 繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。

② 被取得企業の株式報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式報酬取引の取得企業の株式報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品に係る部分については、IFRS第２号「株式報酬」の方法に従って取得日現在で測定しております。

③ IFRS第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しています。企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として処理しております。

(3) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成されております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示されております。

② 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が算定された日の為替レートを用いて換算しております。

貨幣性項目の為替換算差額は、発生する期間の純損益に認識しております。

ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替差額もその他の包括利益に認識しております。

③ 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については取引日の為替レートで換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得又は損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

(4) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権及びその他の債権については発生時に当初認識しております。それ以外の金融商品については契約条項の当事者となった、すなわち取引日に連結財政状態計算書に当初認識しております。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合を除き、①金融資産の管理に関する企業の事業モデル、及び②金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて分類しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりです。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で事後測定しております。

a. 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

b. 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初測定しております。当初測定後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の金融損益に含まれております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動を純損益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 償却原価で測定する金融資産に係る減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産が減損している客観的証拠があるかどうかを検討しております。客観的な証拠としては、次の損失事象に関する観察可能なデータが含まれます。

a. 発行体又は債務者の重大な財政的困難

b. 利息又は元本の支払不履行又は遅滞などの契約違反（当社グループでは、期日から１ヶ月を経過したものについては、再交渉の状況等に係わらず、減損の客観的な証拠があるという方針で減損を計上しております。）

c. 借手の財政的困難に関連した経済的又は法的な理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与

d.　発行者が破産又は他の財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

e.　当該金融資産についての活発な市場が財政的困難により消滅したこと

f.　金融資産のグループの見積将来キャッシュ・フローについて、グループの中の個々の金融資産については減少がまだ識別できないが、それらの資産の当初認識以降に測定可能な減少があったことを示す観察可能なデータ

減損の客観的な証拠の有無は、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合はリスクの特徴が類似するものごとに集合的評価により検討しております。

減損している客観的証拠がある場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額として計算しております。当該減損が認識された金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金勘定を用いて減額され、減損損失を純損益で認識しております。減損損失が認識された金融資産の帳簿価額は、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。

以後の期間において、減損損失の額が減少し、債務者の信用格付の改善など、その減少が減損を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識した減損損失は戻し入れております。

②　非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

③　金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

(5)　現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクを負わない取得日から３ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6)　棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。加工費には、生産設備の正常生産能力に基づく固定製造間接費を含みます。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

各棚卸資産の評価方法は、次のとおりです。

商品、原材料、貯蔵品…先入先出法

製品、仕掛品…総平均法

(7) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、定額法により償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物　９年～18年

機械装置及び運搬具　２～６年

工具器具及び備品　３年～15年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2)企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しております。

減損については、「(10)非金融資産の減損」に記載のとおりです。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産（開発費）

開発（又は内部プロジェクトの開発局面）における支出は、次のすべてを立証できる場合に限り資

産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

a. 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性

b. 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図

c. 無形資産を使用又は売却できる能力

d. 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

e. 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性

f. 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の見積耐用年数は、次のとおりです。なお、当社グループで自己創設無形資産に該当するものは、開発費です。

ソフトウエア　５年

開発費　５年

顧客関連資産　７年～15年

商標権　７年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(9) リース

① 借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時までに減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映させ帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号第60項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

② 貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類します。

それぞれのリースを分類するに当たり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するか否かを総合的に評価しています。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類します。この評価の一環として、当社グループは、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めているかなど、特定の指標を検討します。

(10) 非金融資産の減損

① 減損の可能性のある資産の識別

当社グループは、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係わらず、(a)耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び(b)企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

② 回収可能価額の測定

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

将来キャッシュ・フローは取締役会が承認した直近の経営計画（５年）に基づきます。５年を超えるキャッシュ・フローの予測は、当社グループの属する各産業の長期平均成長率を参考に見積っております。

③ のれん

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、(a)のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ(b)事業セグメントよりも大きくありません。

④ 減損損失の認識と測定

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は直ちに純損益として認識しております。資金生成単位の減損損失は、最初に、当該資金生成単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位（単位グループ）の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

なお、減損損失を配分するにあたり、資産の帳簿価額を(a)処分費用控除後の公正価値、(b)使用価値、(c)ゼロのうち最も高い価額を下回るまで減額しません。

⑤　減損損失の戻入れ

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(11) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りによるものであり、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

資産除去債務

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて算定しております。

(12) 従業員給付

①　短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12ヶ月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が企業に勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

②　退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、確定拠出型制度を採用しております。

確定拠出企業年金

確定拠出制度への拠出については、棚卸資産や有形固定資産に含められる場合を除き、その発生時

に費用として認識しております。既に支払った掛金が連結会計年度の末日前の勤務に対する掛金を超過する場合には、当該前払が将来支払の減少又は現金の返還となる範囲で、当該超過を資産として認識しております。

(13) 資本

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

(14) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

持分決済型

持分決済型の株式報酬（以下、ストック・オプション）は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(15) 営業収益

IFRS第15号の適用に伴い、下記の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

① 請負契約による売上収益

当社グループの履行義務は、「企画」「設計」「開発」「保守」「運用」または「コンサルティングその他の技術支援に関する業務要件定義」といった複数の業務を提供することにより、システム一式を納品することであります。当該履行義務は、業務請負期間にわたって充足されるものと判断しているため、見積総原価に基づく業務進捗率に応じて収益を認識しております。ただし、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない場合には、履行義務を充足する際に発生する費用のうち回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しております。

② ラボ契約による売上収益

当社グループの履行義務は、顧客による指示・監督の下で作業を実施することであります。当該履行義務は、委託業務に係る作業の実施により充足されるものと判断しているため、人工別の作業時間に単価を乗じた金額により収益を認識しております。

③　ローカライズ・配信運営契約による売上収益

当社グループの履行義務は、当社グループ以外の他社が日本国内で販売しているアプリを海外版としてローカライズ対応し、配信運営することであります。当該履行義務は、顧客がアプリをダウンロードした時点で履行義務が充足されるものと判断しているため、アプリ配信実績レポートに基づき収益を認識しております。

④　音楽配信契約による売上収益

当社グループの履行義務は、顧客に対して音楽配信サービスの提供及びネット回線サービスを手配・提供することであります。音楽配信サービス、ネット回線サービスともに、一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しているため、役務提供ごとの月額利用料に基づき収益を認識しております。

(16)　法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

①　当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。

税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

②　繰延税金

繰延税金は、連結会計年度末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

・のれんの当初認識から生じる一時差異

・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引（企業結合取引を除く）によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合

・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率（及び税法）に基づいて、資産が実現される又は負債が決済される期に適用されると予想される税率（及び税法）によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合

・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなくなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(17) １株当たり当期利益

基本的１株当たり当期利益は、親会社の所有者（普通株主）に帰属する純損益を、連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 会計上の見積りに関する項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目

① 非金融資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘　定　科　目	金　額
有形固定資産	77,775
使用権資産	124,119
のれん	699,354
無形資産	181,604
機械装置減損損失	2,816
工具器具備品減損損失	1,530
ソフトウェア減損損失	45,949
ソフトウェア仮勘定減損損失	24,407
その他無形固定資産減損損失	2,945

非金融資産の減損テストは、各報告日ごとに減損の兆候の有無を判断し減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。使用価値の算定にあたっては、資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。処分費用控除後の公正価値、将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

② 非上場株式の公正価値

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

勘　定　科　目	金　額
投資有価証券	2,225,515
投資有価証券評価損	719,841

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際には、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法を用いております。評価技法については、投資先ごとに資金調達の状況、収益性及び財政状態などを考慮して、当該投資先に最も適合するものを使用しており、主にディスカウント・キャッシュ・フロー法を使用し、事業計画終了後の継続価値にはExitマルチプル法を採用しております。使用するインプットについては、目的適合性、客観性及び合理性を考慮して、投資先に最も適

合するインプットを使用することとしております。また、投資先の将来の売上高の成長率、株式価値算定で用いられる割引率及びExitマルチプル法の基礎となる類似会社の選定が主要な仮定となっております。観察可能な市場データに基づかないインプットや主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

7. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金　流動資産896,710千円、非流動資産171,286千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額　686,189千円

(うち減損損失累計額71,283千円)

(3) 使用権資産の減価償却累計額

減価償却累計額　1,004,719千円

(うち減損損失累計額810,313千円)

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形及び売掛金　946,375千円

②担保に係る債務

一年内返済予定長期借入金　46,914千円

長期借入金　2,653,086千円

8. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	金額
その他の収益	
リース解約益	62,489
債務免除益	12,134
受取家賃	7,471
その他	7,660
合計	89,756

(2) その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	金額
その他の費用	
投資有価証券評価損	719,841
ソフトウェア減損損失	45,949
ソフトウェア仮勘定減損損失	24,407
機械装置減損損失	2,816
工具器具備品減損損失	1,530
その他無形固定資産減損損失	2,945
その他	12,018
合計	809,510

9. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末株式数
普通株式	39,176,950	25,723,772	－	64,900,722
A種種類株式	－	33,000,000	－	33,000,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加分25,150,000株はEVO FUND を割当先とする第 81 回新株予約権の行使によるものです。
普通株式の発行済株式総数の増加分573,772株は第三者割当による新株の発行です。

(2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はございません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式　1,511,250株

10. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者及び市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することです。経営陣は、普通株主への配当水準のみならず、資本収益率も監視しています。資本とは、連結財政状態計算書における資本合計を指し、取締役会は自己資本比率を用いた資本管理を実施しています。

上記の目的を達成するため、当社グループは新株発行を行うことがあります。

資本（千円）	657,445
資産合計（千円）	9,253,893
自己資本比率（%）	7.10

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(3) 信用リスク

① 概要

当社グループの営業活動から生じる債権である営業債権、契約資産及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価及びその他の信用補完は考慮しておりません。

当社グループでは、営業債権、契約資産及びその他の債権とその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権、契約資産及びその他の債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

・取引先の深刻な財政困難
・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の金融資産における貸倒引当金は、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等に係る貸倒引当金は、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産に係る貸倒引当金は、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

② 予想信用損失から生じた金額に関する情報

貸倒引当金は以下のとおりであります。なお、12ヶ月の予想信用損失の金額に重要性がないため、全期間の予想信用損失と合算して記載しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」、「その他の金融資産」に含まれております。

(単位：千円)

期首残高	983,748
期中増加額	85,695
期中減少額（目的使用）	△13,920
期中減少額（戻入）	-
その他の増減	12,474
期末残高	1,067,997

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額となります。

上記金融資産に係る信用リスク・エクスポージャーは、以下のとおりであります。

(単位：千円)

期日経過日数	営業債権、契約資産及びその他の債権	その他の金融資産		
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12か月の予想信用損失に等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産
延滞なし	1,304,695	200,017	－	－
30日以内	5,639	－	－	－
30日超90日以内	51,929	－	－	－
90日超	764,570	－	94,088	－
2025年12月31日残高	2,126,835	200,017	94,088	－

当社グループは連結損益計算書において信用リスクに係る減損損失を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 流動性リスク

① 概要

当社グループは、借入金及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の社長及び取締役会に報告しております。

② 満期分析

金融負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
非デリバティブ負債								
営業債務及びその他の債務	643,989	643,989	643,989	−	−	−	−	−
社債	100,000	100,000	−	−	100,000	−	−	−
借入金	5,847,974	5,850,076	200,000	400,000	5,250,076	−	−	−
条件付取得対価	165,030	168,687	168,687	−	−	−	−	−
合計	6,756,994	6,762,753	1,012,677	400,000	5,350,076	−	−	−

(5) 市場リスク

① 概要

当社グループは、事業活動を行う上で為替変動、金利変動、株価変動などの市場の変動に伴うリスクに晒されております。市場リスクを適切に管理することにより、リスクの低減を図るよう努めております。

② 価格リスク

当社グループは、主に資本性金融商品を取引関係の維持強化のために保有し、定期的に発行体の財務状況を把握しております。資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に区分しており、純損益への影響は軽微であります。

③ 為替リスク

当社グループは、海外でも事業活動を行っており、外貨建による売買取引において、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

為替リスクの感応度分析

為替変動が純損益及び資本に与える影響は軽微であるため、感応度分析は省略しております。

④ 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

金利リスクの感応度分析

金利変動が純損益及び資本に与える影響は軽微であるため、感応度分析は省略しております。

(6) 金融商品の公正価値

公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の評価方法は以下のとおりであります。

① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 株式

株式のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は、市場価格に基づいて算定しております。活発な市場が存在しない銘柄の公正価値は、主に直近の独立した第三者間の取引価格に基づいて評価しております。

③ 敷金保証金

敷金保証金は、将来キャッシュ・フローを預け期間及び国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いて算定する方法によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

⑤ 社債

社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しております。

(7) 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル１からレベル３までを以下のように分類しております。

レベル１：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル３：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

継続的に公正価値で測定する金融商品

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	－	－	2,225,515	2,225,515
合計	－	－	2,225,515	2,225,515
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価（注）	－	－	165,030	165,030
合計	－	－	165,030	165,030

（注）当社グループは、買収先の子会社が各期の業績（売上収益やＥＢＩＴＤＡ、利益剰余金）を一定程度達成した場合、他の株主に対して取得対価を追加的に支払う契約を有している場合があります。条件付対価の公正価値は、契約に基づく将来支払額をもとに割引キャッシュ・フロー・モデル等により算定しており、レベル３に区分しています。条件付対価は、連結財政状態計算書上、「営業債務及びその他の債務」または「その他の非流動負債」に含めています。

② レベル３の調整表

(単位：千円)

	株式	条件付対価
2025年1月1日残高	2,936,284	252,498
取得	9,388	－
売却	－	－
当期包括利益	－	－
当期利益	△720,157	3,575
その他の包括利益	－	－
その他	－	△91,043
2025年12月31日残高	2,225,515	165,030
2025年12月31日に保有する金融商品に関して純損益に認識した利得又は損失	△720,157	3,575

③　重要な観察可能でないインプットの変動に係る感応度分析

公正価値で測定するレベル３に分類される資産の公正価値のうち、割引将来キャッシュ・フローで評価される有価証券投資の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル３に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(8) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
その他の金融資産	150,204	148,502
負債		
社債及び借入金	5,947,974	5,901,154

11. 収益認識に関する注記

(1) 売上収益の分解

顧客との契約から認識した収益と当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	デジタルコンサルティング事業	その他事業	合計	調整額	連結計算書類計上額
顧客との契約から認識した収益	7,351,017	429,543	7,780,561	14,709	7,795,270

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）　５．会計方針に関する事項　(15)営業収益」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	金　額
顧客との契約から生じた債権	863,414
契約資産	440,439
契約負債	267,670

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な変動はありません。

12. １株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	△40円19銭
基本的１株当たり当期損失	△7円48銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

14. 企業結合に関する注記

該当事項はございません。

15. その他の注記

該当事項はございません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**4,423,123**
現金及び預金	2,248,473
売掛金	726,315
関係会社売掛金	537,143
契約資産	230,672
製品	0
１年内回収予定の長期貸付金	21,026
関係会社短期貸付金	270,580
前払費用	106,066
関係会社前払費用	17,897
関係会社未収入金	79,580
関係会社立替金	36,567
その他	153,211
貸倒引当金	△4,411
固定資産	**5,089,473**
有形固定資産	**30,587**
建物	19,720
建物附属設備	98,564
車両運搬具	489
工具、器具及び備品	90,612
リース資産	152,060
減価償却累計額	△164,537
減損損失累計額	△166,321
無形固定資産	**160,583**
ソフトウェア	18,056
ソフトウェア仮勘定	0
のれん	137,110
顧客関連資産	5,054
その他	362
投資その他の資産	**4,898,302**
関係会社株式	1,777,061
投資有価証券	1,977,455
関係会社長期未収入金	1,243,135
長期貸付金	23,258
関係会社長期貸付金	1,422,707
破産更生債権等	96,616
その他	175,431
貸倒引当金	△1,817,363
資産合計	**9,512,596**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**1,520,558**
買掛金	185,297
関係会社買掛金	255,581
１年内返済予定の長期借入金	199,328
未払金	371,525
関係会社未払金	15,846
未払法人税等	8,125
関係会社預り金	1,046
前受金	135,662
賞与引当金	100,440
受注損失引当金	22,832
訴訟損失引当金	35,000
未払消費税等	101,930
その他	87,941
固定負債	**6,077,834**
社債	100,000
長期借入金	5,630,748
関係会社事業損失引当金	222,545
繰延税金負債	49,121
その他固定負債	75,419
負債合計	**7,598,392**
(純資産の部)	
株主資本	**1,914,203**
資本金	**1,171,271**
資本剰余金	**1,315,964**
資本準備金	1,096,271
その他資本剰余金	219,693
利益剰余金	**△573,031**
その他利益剰余金	△573,031
繰越利益剰余金	△573,031
純資産合計	**1,914,203**
負債純資産合計	**9,512,596**

(注) 1　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,456,239**
売上原価		**1,090,074**
売上総利益		**1,366,164**
販売費及び一般管理費		**1,411,634**
営業損失		**△45,469**
営業外収益		
関係会社受取利息	48,040	
貸倒引当金戻入額	2,867	
その他	3,523	54,430
営業外費用		
支払利息	126,176	
株式交付費	27,245	
為替差損	18,342	
その他	16,754	188,517
経常損失		**△179,556**
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	57,560	
関係会社株式売却益	91,007	
抱合せ株式消滅差益	680,581	
債務免除益	1,062	
その他	999	831,211
特別損失		
関係会社株式評価損	251,490	
関係会社事業損失引当金繰入額	4,358	
投資有価証券評価損	694,045	
減損損失	58,425	
関係会社整理損	259,730	1,268,051
税引前当期純損失		**△616,396**
法人税、住民税及び事業税	4,088	
法人税等調整額	△47,453	△43,364
当期純損失		**△573,031**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年１月１日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,193,315	10,191,305	－	10,191,305	△16,122,541	△16,122,541	△3,737,920	12,072	△3,725,848
当期変動額									
新株の発行（Ａ種種類株式）	1,650,000	1,650,000		1,650,000			3,300,000		3,300,000
新株の発行（第三者割当増資）	35,000	35,000		35,000			70,000		70,000
新株の発行（新株予約権の行使）	1,427,578	1,427,578		1,427,578			2,855,156		2,855,156
減資	△4,134,622	△12,207,612	219,693	△11,987,919			△16,122,541		△16,122,541
欠損補填					16,122,541	16,122,541	16,122,541		16,122,541
当期純損失					△573,031	△573,031	△573,031		△573,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△12,072	△12,072
当期変動額合計	△1,022,044	△9,095,034	219,693	△8,875,341	15,549,509	15,549,509	5,652,124	△12,072	5,640,052
当期末残高	1,171,271	1,096,271	219,693	1,315,964	△573,031	△573,031	1,914,203	－	1,914,203

（注）１　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針

(1) 資産の評価基準評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等……移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりとなります。

建物附属設備　　８年～18年

工具、器具及び備品　　３年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金……関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。

受注損失引当金……受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

訴訟損失引当金……訴訟における今後の和解金等の支払いや将来発生する可能性のある支出に備えるため、当該支出見積額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（15年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①子会社からのマネジメント収入及び受取配当金

マネジメント収入については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

②請負契約による売上収益

当社の履行義務は、「企画」「設計」「開発」「保守」「運用」または「コンサルティングその他の技術支援に関する業務要件定義」といった複数の業務を提供することにより、システム一式を納品することであります。当該履行義務は、業務請負期間にわたって充足されるものと判断しているため、見積総原価に基づく業務進捗率に応じて収益を認識しております。ただし、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができない場合には、履行義務を充足する際に発生する費用のうち回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しております。

③ラボ契約による売上収益

当社の履行義務は、顧客による指示・監督の下で作業を実施することであります。当該履行義務は、委託業務に係る作業の実施により充足されるものと判断しているため、人工別の作業時間に単価を乗じた金額により収益を認識しております。

④ローカライズ・配信運営契約による売上収益

当社の履行義務は、他社が日本国内で販売しているアプリを海外版としてローカライズ対応し、配信運営することであります。当該履行義務は、顧客がアプリをダウンロードした時点で履行義務が充足されるものと判断しているため、アプリ配信実績レポートに基づき収益を認識しております。

⑤音楽配信契約による売上収益

当社の履行義務は、顧客に対して音楽配信サービスの提供及びネット回線サービスを手配・提供することであります。音楽配信サービス、ネット回線サービスともに、一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しているため、役務提供ごとの月額利用料に基づき収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（1）貸借対照表

前払費用の表示方法の変更

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「前払費用」は65,611千円です。

未払金の表示方法の変更

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「未払金」は139,139千円です。

前受金の表示方法の変更

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「前受金」は13,145千円です。

（2）損益計算書

株式交付費の表示方法の変更

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「株式交付費」は2,382千円です。

4．会計上の見積りに関する注記

（1）固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

建物	19,720
建物附属設備	98,564
車両運搬具	489
工具、器具及び備品	90,612
リース資産	152,060
減価償却累計額（有形固定資産）	△164,537
減損損失累計額（有形固定資産）	△166,321
原盤権	73
商標権	289
のれん	137,110
ソフトウェア	18,056
ソフトウェア仮勘定	0
ソフトウェア減損損失	34,061
ソフトウェア仮勘定減損損失	24,364

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、有形固定資産及び無形固定資産に減損の兆候がある場合には、減損の判定を行っております。

有形固定資産及び無形固定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを基にした使用価値によりそれぞれ測定しております。

減損損失を認識すべきと判断された有形固定資産及び無形固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で決議された経営計画を基礎として見積っております。

経営計画における売上高の見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、既存案件成長率、新規案件獲得率等が仮定として含まれております。また、経営計画における費用の予測額には、主に人員計画等が仮定として含まれています

当該見積り及び仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 貸付金等の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

1年内回収予定の長期貸付金	21,026
関係会社短期貸付金	270,580
長期貸付金	23,258
関係会社長期貸付金	1,422,707
関係会社長期未収入金	1,243,135
関係会社長期未収利息	16,324
貸倒引当金	1,817,363
関係会社事業損失引当金	222,545

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する長期貸付金等については、関係会社の経営成績、財政状態を注視し回収可能性を判断しており、関係会社の経営成績、財政状態が悪化等により回収可能性が著しく低下した場合には、貸倒引当金を計上しております。

関係会社の貸付金等の回収可能性については、関係会社の直近の財務諸表を基礎に、経営者が承認した将来の事業計画を加味して評価しており、将来の事業計画には過去の実績や人員計画等が重要な仮定として含まれています。

関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超える場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

関係会社株式	1,777,061
投資有価証券	1,977,455
関係会社株式評価損	251,490
投資有価証券評価損	694,045

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。

非上場の関係会社株式の回復可能性は、当該出資先の直近の財務諸表及び株式取得時点における将来の事業計画を加味して評価しており、将来の事業計画には売上高の成長率や人員計画等が重要な仮定として含まれています。また、投資有価証券の評価については、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法を用いております。評価技法については、投資先ごとに資金調達の状況、収益性及び財政状態などを考慮して、当該投資先に最も適合するものを使用しており、使用するインプットについては、目的適合性、客観性及び合理性を考慮して、投資先に最も適合するインプットを使用することとしております。また、投資先の将来の売上高の成長率や株式価値算定で用いられる割引率が主要な仮定となっております。

当該仮定は、出資先や経済環境の実勢を踏まえて変動するものであり、仮定の変化を受けて、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損及び投資有価証券評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物の減価償却累計額	11,339千円
建物附属設備の減価償却累計額	23,024千円
車両運搬具の減価償却累計額	489千円
工具、器具及び備品の減価償却累計額	80,186千円
リース資産の減価償却累計額	49,498千円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

建物附属設備の減損損失累計額	61,255千円
工具、器具及び備品の減損損失累計額	2,504千円
リース資産の減損損失累計額	102,561千円

(3) 無形固定資産の減価償却累計額

顧客関連資産の減価償却累計額	2,166千円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	141,825千円

(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	946,375千円

②担保に係る債務

一年内返済予定長期借入金	46,914千円
長期借入金	2,653,086千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	871,651千円
売上原価	397,163千円
広告宣伝費	3,209千円
支払報酬	30,184千円
販売促進費	3,280千円
雑費	0千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	48,086千円
営業外費用	5,601千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数　243,300株

（注）　自己株式につきましては、2025年１月24日付で決議された、当社の元連結子会社ECAP DMCCとの一部変更後の株式譲渡契約に伴い、会社法第155条第13号及び同法施行規則第27条第１号の規定に基づく243,300株の自己株式の無償取得を行いました。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,572,556千円
関係会社株式評価損	1,678,927千円
関係会社事業損失引当金	70,146千円
受注損失引当金	7,196千円
賞与引当金	32,138千円
訴訟損失引当金	11,032千円
商品評価損	18,912千円
固定資産減損	85,805千円
税務上の繰越欠損金	1,122,878千円
その他	262,550千円
繰延税金資産小計	6,862,144千円
評価性引当額	△6,862,144千円
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
為替差益等	△49,121千円
繰延税金負債合計	△49,121千円

9．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社 (注)1	株式会社モンスターラボジャパン	所有 直接 100.0%	子会社	マネジメント収入 (注)2	502,252	―	―
				オフィス転貸料 (注)2	107,554		
				業務委託費の受取 (注)2	2,638		
				資金借入 (注) 3	150,000		
				資金返済 (注) 3	835,000		
子会社	Monstarlab Information Technology LLC	所有 直接 100.0%	子会社	―	―	関係会社長期未収入金 (注) 4	1,010,712
						関係会社長期貸付金 (注) 4	225,798
子会社	Monstar Lab Pte. Ltd.	所有 直接 100.0%	子会社	マネジメント収入 (注) 2	32,640	関係会社売掛金 (注)5	140,999
				―	―	関係会社短期貸付金 (注)5	168,212
				増資の引受 (注)6	222,081	関係会社株式	0
子会社	Monstarlab Viet Nam CO.,LTD.	所有 直接 100.0%	子会社	業務委託費の支払 (注) 2	362,678	関係会社買掛金	246,935
子会社	Monstarlab Corp	所有 直接 100.0%	子会社	―	―	関係会社長期貸付金	944,290
				受取利息 (注) 3	36,150	関係会社未収利息	116,628
子会社	Monstarlab LLC	所有 間接 100.0%	子会社	マネジメント収入 (注) 2	24,857	関係会社売掛金	189,297

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は2025年10月1日を効力発生日として、株式会社モンスターラボジャパンを吸収合併いたしました。このため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
（注）２　マネジメント収入、オフィス転貸料、業務委託費については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
（注）３．貸付金及び借入金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（注）４．Monstarlab Information Technology LLCへの債権に対し、合計1,246,556千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計8,159千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
（注）５．Monstar Lab Pte. Ltd.への債権に対し、合計8,970千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計168,955千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
（注）６．増資の引受は、Monstar Lab Pte. Ltd. が行った増資を当社が引き受けたものであります。

（2）役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者	鯏川　宏樹	被所有 直接　8.49%	当社 代表取締役	第三者割当増資 (注) 1	34,500	―	―
役員及びその近親者	宇野　智之	被所有 直接　0.06%	当社 取締役	第三者割当増資 (注) 1	3,500	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）１．2025年６月13日開催の当社取締役会において決議した第三者割当増資による募集株式の発行に基づき、１株当たり122円で新株を発行しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	△21円43銭
１株当たり当期純損失	△11円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年３月４日

株式会社モンスターラボ
　取締役会　御中

三優監査法人
東　京　事　務　所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	米　林　喜　一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	畑　村　国　明
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中　西　寛　彰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モンスターラボ（旧社名　株式会社モンスターラボホールディングス）の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社モンスターラボ（旧社名　株式会社モンスターラボホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年３月４日

株式会社モンスターラボ
　取締役会　御中

三優監査法人
東　京　事　務　所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　米　林　喜　一
指定社員 業務執行社員　公認会計士　畑　村　国　明
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　西　寛　彰

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モンスターラボ（旧社名　株式会社モンスターラボホールディングス）の2025年１月１日から2025年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2025年３月27日に開催されました第19回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2025年１月１日から2025年３月27日定時株主総会終結時までの状況につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。特に当期においては、2025年４月１日の監査等委員会設置会社への新体制移行に伴い、監査の実効性をより一層高めるため、内部監査部門および会計監査人との連携を従来以上に強化し、情報共有と密接な協議を通じて監査プロセスの再構築を実施いたしました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、直ちに内部統制の重要な不備とすべき事項は認められませんが、当期において以下の通り決算発表の遅延事象が発生したため、監査等委員会より経営陣に対して改善対応を求めております。

決算発表プロセスに係る課題（決算発表の遅延）：当期末における海外関連会社株式の公正価値評価において、実績と事業計画との間に差異が生じていたことに関連し、会計監査人との協議に時間を要した結果、決算発表が当初予定より延期される事態が発生しました。 監査等委員会は、今回の決算発表遅延を重要な課題として受け止めており、経営陣に対し、決算及び評価プロセスにおける役割分担や進行管理の円滑化に向け、「外部専門家活用の明文化」「評価プロセスと経営陣の意思決定の明確な分離」を含む再発防止策の策定と着実な実行を要請いたしました。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年３月５日

株式会社モンスターラボ　監査等委員会

常勤監査等委員　倉　島　陽　一

監査等委員　浅　田　信　博

監査等委員　吉　田　憲　史

（注）監査等委員浅田信博及び吉田憲史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上